

Progress～進歩

一期一会



30年9月号(広告)
2018年9月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第136号
発行担当者: 平松 和美

連日猛暑だった8月が終わり、9月に入りました。日差しも和らぎ、日も少しずつ短くなってまいりましたが、まだまだ暑い日もございますので、熱中症には気をつけて、水分補給をしていきたいですね。

今年の7月に西日本豪雨により多くの方々が被害を受けられ、被災地では復興がすすんでおりますが、今もなお避難生活をされておられる方が多くいらっしゃいます。このような災害により住宅や家財などに損害を受けた場合には、確定申告で所得税法に定める 雑損控除 又は 災害減免法による所得税の軽減免除 のいずれか有利な方の適用を受けられる場合がございます。前回に引き続き、今回は所得税法で適用を受けられる制度を見てまいりましょう。

雑損控除

1 雑損控除の概要

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。

2 雑損控除の対象になる資産の要件

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

- (1) 資産の所有者が次のいずれかであること。
 - イ 納税者
 - ロ 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の **総所得金額等が38万円以下** の者
- (2) 棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

(注)「生活に通常必要でない資産」とは、例えば、別荘など趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で保有する不動産(平成26年4月1日以後は同じ目的で保有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権など)も含まれます。)や貴金属等や書画、骨董など1個又は1組の価額が30万円超のものなど生活に通常必要でない動産をいいます。

3 損害の原因

次のいずれかの場合に限られます。

- (1) 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
- (2) 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- (3) 害虫などの生物による異常な災害
- (4) 盗難
- (5) 横領

なお、詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません。



4 雑損控除の金額

次の二つのうちいずれが多い方の金額です。

- (1) (差引損失額)-(総所得金額等)×10%
- (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円

(注)損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間が限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

なお、雑損控除は他の所得控除に先だって控除することとなっています。

「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額などです。

5 差引損失額の計算のしかた

差引損失額 = 損害金額 + 災害等に関連したやむを得ない支出の金額 - 保険金などにより補てんされる金額

(注)「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額です。なお、平成26年分から、損害を受けた資産が減価償却資産である場合には、その資産の取得価額から減価償却費累積額相当額を控除した金額を基礎として損害金額を計算することができます。「災害等に関連したやむを得ない支出の金額」とは、「災害関連支出の金額」に加え、盗難や横領により損害を受けた資産の原状回復のために支出した金額をいいます。「保険金などにより補てんされる金額」とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額です。

6 雑損控除を受けるための手続

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収証等の書類を添付するか、提示することとなります。

給与と所得のある方は、このほかに給与と所得の源泉徴収票(原本)を申告書に添付が必要です。

雑損控除とは別に、**その年の所得金額の合計額が1000万円以下**の人が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選べます。つぎは、「災害減免法による所得税の軽減免除」の制度を見てまいりましょう。

災害減免法による所得税の軽減免除

1 制度の概要

災害によって受けた住宅や家財の損害金額(保険金などにより補てんされる金額を除きます。)がその時価の2分の1以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1000万円以下のときにおいて、その災害による損失額について雑損控除を受けない場合は、災害減免法によりその年の所得税が次のように軽減されるか又は免除されます。

災害減免法により軽減又は免除される所得税の額の表

所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円を超え750万円以下	所得税の額の2分の1
750万円を超え1000万円以下	所得税の額の4分の1



(注)「所得金額の合計額」とは、総所得金額(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除後)、分離課税の土地等に係る事業所得及び雑所得の金額、特別控除後の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、上場株式等に係る譲渡損失及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除後の申告分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除後の申告分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

2 適用を受けるための手続

災害減免法の適用を受けるためには、確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、納税地の所轄税務署長に確定申告書等を提出することが必要です。

3 源泉所得税の徴収猶予及び還付

給与と所得者や公的年金等の受給者が災害による被害を受けた場合は、一定の手続をすることにより、源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられる場合があります。

<Vision>

毎月開催中の **経営計画書作成セミナー：「Vision」**
今月の開催日は**9月13日(木)**です。
不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
9月13日(木)	8・9・10・11月決算法人様	9月4日(火)
10月11日(木)	9・10・11・12月決算法人様	10月5日(金)
11月8日(木)	10・11・12・1月決算法人様	11月5日(月)

<9月スケジュール>

10	月	*8月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
13	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
30	日	*7月決算法人の確定申告・納付期限
		*1月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限 (消費税年額400万円超の4・10月決算法人)

30日は日曜日のため申告・納期限は10月1日(月)となります